

米の消費拡大特別支援交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、米の消費拡大特別支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、近年の米価の急激な下落等、県内の稲作農家を取り巻く環境をかんがみ、県産米の高付加価値化や魅力向上につながるイベント等の実施により、県民に向けた県産米の消費拡大につながるメッセージを発信する活動を幅広く支援することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（本交付金以外の補助金等の補助対象となる事業を除く。以下「交付金事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額のどちらか低い額とする。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

1 交付事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 交付限度額
「米の消費拡大特別支援交付金」 県産米を利用したイベント、一般家庭及び飲食店等への県産米の販売増、県産米のおいしさの周知等、県産米の消費拡大につながる取り組みであること	鳥取県産米の消費拡大、ブランド化推進等に取り組む民間団体、任意グループ等 （市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体及び個別企業は対象外。ただし、個別企業で他の企業等と連携して取り組む場合は対象とする。）	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費。 ただし、事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、備品購入費は対象としない。 ※委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。	2／3	1事業 当たり 2,000千円

様式第1号（第4条関係）

平成 年度米の消費拡大特別支援交付金事業計画書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 実施体制	
4. 事業内容	(①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載)
5. 他の補助金の有無(有・無)	※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
6. 事業完了予定年月日	平成 年 月 日

(注) 事業実施主体の組織構成が明らかになる書類を添付すること。

担当者連絡先

住　所			
団 体 名		担 当 者 名	
連 絡 先	電 話 : ファクシミリ : E-mail :		

様式第2号（第4条関係）

平成 年度度米の消費拡大特別支援交付金事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県 交 付 金 (県補助金)		
自 己 資 金		
事業内収入		
その他の収入		
合 計		

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位:円)

[illegible]

第 号
平成 年 月 日

様

鳥 取 県 知 事

平成 年度度米の消費拡大特別支援交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった米の消費拡大特別支援交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付事業

本交付金の交付事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額	金	円
（２）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、交付事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、米の消費拡大特別支援交付金交付要綱（平成 27 年 3 月 19 日付第 201400183702 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の収受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

平成 年度度米の消費拡大特別支援交付金事業報告書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 実施体制	
4. 事業結果	(①実施日、②対象者、参加人数③開催場所、④実施内容などを記載)
5. 事業成果	(事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などを記載)
6. 他の補助金の有無(有・無)	※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
7. 事業完了年月日	平成 年 月 日

(注) 事業の内容が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

担当者連絡先

住　所						
団　体　名				担　当　者　名		
連　絡　先	電　話　：			ファクシミリ：		
	E-mail：					

様式第5号（第8条関係）

平成 年度米の消費拡大特別支援交付金事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
県 交 付 金			
自 己 資 金			
事 業 内 収 入			
その他の収入			
合 計			

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
合 計			